

令和5年度 市民税・県民税の申告について

申告の必要がある方

令和5年1月1日現在砺波市にお住まいで、確定申告の必要がない方のうち、下の表に1つでも☑が入った方は市民税・県民税の申告が必要です。

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 令和4年中において、年末調整した給与のほかに20万円以下の所得がある。
(営業・農業・給与・配当・一時所得など) ※1 |
| <input type="checkbox"/> | 令和4年中において、公的年金のほかに20万円以下の所得がある。
(営業・農業・給与・配当・一時所得など) ※1 |
| <input type="checkbox"/> | 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを追加したい。
(いずれも支出日が令和4年中) |
| <input type="checkbox"/> | 令和4年中において課税対象となる収入がなく、下記のいずれかに該当する。 ※2
・税法上の扶養対象になっていない。
・砺波市外の方の扶養の対象となっている。 |

※1 そのほかの所得金額が20万円を超える場合、所得税の確定申告が必要となることがあります。

※2 課税対象ではない収入として、遺族年金・傷病手当・障害年金等があります。

該当者は同封の申告書裏面下部「令和4年中に収入(所得)がなかった方の記入欄」をご記入ください。

- 郵送で提出 ● 提出期限 3月15日(水) (必着)
● 提出先 〒939-1398 砺波市栄町7番3号 砺波市税務課市民税係
- 窓口で申告 郵送での申告が難しい場合は、市役所の相談窓口をご活用ください。
※日時・会場の詳細については別紙「確定申告受付のご案内」をご確認ください。

申告に必要なもの

- (1) 収入や必要経費のわかる書類
・給与/公的年金の源泉徴収票 ・農業/事業/不動産の収支内訳書 など
- (2) 控除対象額のわかる書類
・生命保険/地震保険の控除証明書 ・医療費控除の明細書
・社会保険料控除の金額を証明する書類 (国民健康保険税の納付額証明書 など)
・障害者控除の該当要件を証する書類 (各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書 など)
・寄附金額を証する書類 (寄附金受領書 など)
・雑損控除に関する書類 (自然災害等により生じた修繕費の領収書 など)
- (3) 申告者本人の本人確認書類
・マイナンバーカード ・マイナンバー通知カード+免許証 など

※国外に居住する親族を配偶者控除・扶養控除の対象にとる場合には、以下2点の書類を提示する必要があります。

- 1 親族関係書類：親族であることを証する書類
- 2 送金関係書類：親族の生活費等に充てる支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類

⚠ 窓口で申告の場合 (事前準備)

内訳書/明細書は本人による計算記載が必要です。

必ず事前に「農業/事業/不動産の収支内訳書」「医療費控除の明細書」を作成しましょう！

令和5年度 (令和4年分) より適用される税制の変更点

①住宅借入金控除の特例制度の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例の対象期間が延長され、令和4年1月1日から令和5年12月31日までに入居された方が対象となりました。

期間の延長とともに、特定の環境基準を満たす住宅を対象とした住宅ローン控除が追加されました。追加対象となった住宅は以下の通りです。

- ・認定住宅 ・特定エネルギー消費性能向上住宅 (ZEH水準省エネ住宅)
- ・エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)

②成人年齢の引き下げによる住民税課税対象の拡大

令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、住民税の課税対象も変更となりました。
【変更後】令和5年1月1日時点で18歳を超えており、令和4年中の合計所得金額が38万円を超える方。

③セルフメディケーション税制の延長

医療費控除とは異なり、診察等の医療行為を伴わず、対象の市販薬を購入した場合に受けられる、セルフメディケーション税制 (医療費控除との重複は不可) の期間が令和8年まで延長となりました。

【裏面】

市民税・県民税の計算方法について

◎市民税・県民税は前年の所得をもとに計算した均等割額と所得割額の合計額です。

	市民税	県民税	合計
均等割額	3,500円	2,000円	5,500円
所得割額	(税率) 6%	(税率) 4%	(税率) 10%

市民税・県民税のおおまかな計算方法は以下のとおりです

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{所得割額}} = \boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切捨て)}} \\ \quad = \boxed{\text{総所得金額 (申告書⑫)}} - \boxed{\text{所得控除合計 (申告書⑳)}} \times \begin{array}{l} \text{(税率)} \\ 10\% \end{array} - \boxed{\text{(税額控除額※)}} \\ \hline \boxed{\text{市民税・県民税の年税額}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額 5,500円}} \end{array}$$

※ 税額控除額とは、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額を指します。

以下に該当する場合、所得金額を控除金額が上回った場合でも、均等割が課税されます。

- ◆扶養親族がない場合 所得金額が 38万円 以上ある。
- ◆扶養親族がいる場合 所得金額が 28万円 × (扶養人数 + 1) + 26万8千円 以上ある。